別紙様式第十四号中10を12とし、9を11とし、8の次に次のように加える。

9　特定完全子会社に関する事項

（記載上の注意）

銀行持株会社（当該事業年度の末日において、その完全親会社等（会社法第847条の３第２項に規定する完全親会社等をいう。）があるものを除く。）に特定完全子会社（当該事業年度の末日において、当該銀行持株会社及びその完全子会社等（同法第847条の３第３項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下９において同じ。）における当該銀行持株会社のある完全子会社等（株式会社に限る。）の株式の帳簿価額が当該銀行持株会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の５分の１（同法第847条の３第４項の規定により５分の１を下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。）がある場合には、会社法施行規則第118条第４号の規定に従い記載すること。

10　親会社等との間の取引に関する事項

（記載上の注意）

銀行持株会社とその親会社等との間の取引（当該銀行持株会社と第三者との間の取引で当該銀行持株会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該銀行持株会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第１項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第４号から第６号まで及び第８号に掲げる事項を省略するものを除く。）がある場合には、会社法施行規則第118条第５号の規定に従い記載すること。

別紙様式第十五号附属明細書の記載上の注意１中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式１(3)の表記載上の注意中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては」に改め、同様式２(1)の表記載上の注意２中「第121条第７号」を「第121条第８号」に改める。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第七条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「取締役（委員会設置会社」を「取締役（指名委員会等設置会社」に改め、同項第二号ホ中「委員会設置会社にあっては」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第四条の五第八項中「信託会社」を「信託専門会社」に改める。

第五条の二の三第一項第二号ハ及び第三項第二号ロ並びに第五条の二の六第一項第二号ハ及び第二項第二号ロ中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第八条第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第十八条の二第一項第一号ハ中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二十一条中第六号を第六号の二とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第二十一条第九号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二十一条の二中第六号を第六号の二とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第二十一条第七号の二中「第七百六十三条第十号」を「第七百六十三条第一項第十号」に改め、同条第九号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二十三条第二号ロ中「委員会設置会社にあっては」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二十五条の二の十九第一項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二十五条の八の二第一項第一号ニ中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては」に改める。

第二十五条の十第一項中第六号を第六号の二とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　会社法第七百八十四条の二、第七百九十六条の二又は第八百五条の二の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第二十五条の十第一項第九号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二十五条の十の二第一項第七号の二中「第七百六十三条第十号」を「第七百六十三条第一項第十号」に改め、同項第九号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては」に改める。

第二十六条第一項第二号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては長期信用銀行を代表する取締役、長期信用銀行の常務に従事する取締役又は監査等委員（長期信用銀行の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同条第三項第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては長期信用銀行持株会社を代表する取締役、長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第二十六条の二第二項中「第九百十一条第三項第二十八号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に、「もの」を「ためのもの」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第八条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「第九項第三号」を「第十項第三号」に改める。

第十条中「方法とする」を「ものによる措置とする」に改める。

第二十三条中「体制は、」の下に「当該金庫における」を加え、同条第一号中「理事」を「当該金庫の理事」に改め、同条第二号中「損失」を「当該金庫の損失」に改め、同条第三号中「理事」を「当該金庫の理事」に改め、同条第四号中「職員」を「当該金庫の職員」に改め、同条第五号から第七号までを次のように改める。

五　次に掲げる体制その他の当該金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

イ　当該金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該金庫への報告に関する体制

ロ　当該金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ　当該金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ　当該金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

六　当該金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

七　前号の職員の当該金庫の理事からの独立性に関する事項

第二十三条第九号を削り、同条第八号中「その他」の下に「当該金庫の」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第七号の次に次の四号を加える。

八　当該金庫の監事の第六号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

九　次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制

イ　当該金庫の理事及び職員が当該金庫の監事に報告をするための体制

ロ　当該金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該金庫の監事に報告をするための体制